

第4回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日 時 令和3年10月12日（火）9時00分～12時10分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、森本委員

使用者代表委員 田中利明委員、平木委員、宮城委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、今井賃金室長、野口賃金室長補佐
田中労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

(1) 金額審議について

(2) その他

5 議事内容

○野口賃金室長補佐 ただ今から第4回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

初めに、専門部会の成立について御報告いたします。本日は、労働者代表委員の田中委員から御欠席の連絡を頂いております。現在、委員9名のうち8名の委員が出席されていますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本日の専門部会は公開の扱いとなっており、9月22日から10月6日までの間、公示等により傍聴希望者を募集いたしましたが、希望者はございませんでした。

それでは、今後の進行を佐藤部会長にお願いいたします。

○佐藤部会長 おはようございます。それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

まず、1 番目、金額審議についてです。

最初に、いつもと同様に、河村委員、宮城委員と私の三者で、本日の議事進行についての打合せをしたいと思いますので、10 分程度お時間を頂けたらと思います。よろしいでしょうか。

では、会場の準備をお願いします。

10 分程度休会いたします。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 それでは、再開をいたします。

では、まず、使用者側の方で提出資料の説明をされたいということですので、宮城委員、よろしくをお願いします。

○宮城委員 今日、2 枚の資料をお手元にお配りさせていただきます。

一つは、9 月 27 日の労働新聞の「主張」の内容です。労働新聞は、労働側の立場に立った記事内容がほとんどですが、この主張に関しては、私の記憶では初めてですが、今年の地方最低賃金の審議会の在り方、あるいは中央最低賃金審議会の在り方について、疑問を呈したというものです。それで、一番上の段落にあります、全会一致で採択されたのは3 県だったということで、かなり厳しい審議会の内容だったと思っています。

島根県のこと、全国で一番高い引上げ額だったということで出ています。異議申出が出て、結局却下されたとあります。3 段落目に出てはいますが、使用者団体は引上げ額の根拠を説明するように求めたものの、却下されたとして不満を表明しているということです。東京ではもっと厳しくて、使用者委員6 人のうち3 人が反対意見を述べた後、退席し、残る3 人の使用者委員は、採決の場に同席したものの、意思表示をせず棄権したということです。やはりかなり厳しい対応と言いましょか、それぐらい驚くような目安の額だったと思っています。

最終的に、今後の政権の雇用労働問題に対する知見と姿勢に掛かっている、近々成立する新政権では軌道修正を望みたいと書いてあります。ここまで踏み込んだ主張をされるのを私は見たことがないのでありますが、それぐらい今年を目安額は、使用者側にとっても労働者側にとっても雇用問題も含めて大きなショックがあったのではなかろうかと思っております。

それを踏まえた上で、もう一つの資料を見てください。まず、鳥取県の経済動向で、10月の初めに出た分ですけれども、基調判断としては持ち直しの動きを維持している。これは使用者側としては異論のあるところなのですが、そのような判断となっています。消費では一部弱さが見られるも持ち直しの動き、鉱工業生産指数は一部弱さが見られるも持ち直しの動き、電子部品・デバイスについては6月、7月と連続前月比マイナスになっている、電気・情報通信機械は6月がマイナス16.9%、7月はプラス9.1%ということですが、前月比ですので5月と比較しても7月は落ちているという形になっています。有効求人倍率は7月、8月と連続前月比マイナスとなっています。雇用保険受給状況については前にも言いましたけれども、昨年8月から13か月連続で前年同月比増加しています。今後の新型コロナウイルスの影響は不透明です。

日銀の短観では弱含みという表現が山陰地区の景気判断で出ていましたけれども、県の経済動向については持ち直しの動きも維持しているという表現になっています。

2番目に、最低賃金の引上げ額、GDP成長率等の推移と書いてありますけれども、これは事務局から示していただいた資料を引き抜いてマトリクスにしたものです。大きな太枠、2009年と2011年は、下に記載のとおり、リーマンショックが2008年の9月にありまして、翌年の最低賃金の結果、それと、2011年3月、東日本大震災がありました。その年の最低賃金の引上げ等ということで、大きな災害、あるいは事件があった後の審議状況について数字を記載しているということです。2020年は、コロナの関係で本当は太枠にしなければいけないところでしょうけれども、御覧のと通りの状況です。そして、2021年は御覧のと通りの数字になっているということです。

問題なのは、3番目の特定最低賃金の引上げ額ですけれども、やはり2009年、2011年と引上げ額は1円と、その後、東日本大震災の影響もありまして、ずっと1桁の数字が2014年まで続いています。その後、イザナギ景気を上回るというような表現があったと思いますけれども、景気が回復してきたことと政府の方針で、2桁と、かなり上がってきている状況になっています。昨年は、やはり目安が出なかったのも、最低賃金と同額の2円になっているという状況です。

2と3を比較して見ていただくと分かるのですけれども、今までは大体が地域別最低賃金額の引上げ額を下回る金額で特定最低賃金の引上げがなされているという状況です。これは労働者側の我慢と言いましょか、歩み寄りによって、このような状況になっているということです。

有効求人倍率と失業率なのですが、有効求人倍率は、ずっと流れを見てみますと、リーマンショックの後は0.47倍という形だったのですけれども、一昨年、1.71倍ということで大幅に改善したのですが、昨年はコロナの影響もありまして1.32倍ということになっています。直近では1.40倍だったと記憶しております。

県内の失業率については、やはり2009年、2011年はかなり高い水準になっています。それ以降改善されまして、昨年は、2.3%ということなのですが、今年の1月から3月については2.7%と上がっているという状況です。

資料の裏面に記載しておりますのは基礎調査とアンケート調査の結果です。事務局の資料から、数字をピックアップさせていただきました。

基礎調査の概要ということで、先般頂戴しました資料のパート労働者の部分だけを対象として見てみますと、808円までが59人で全体の13.3%です。今の特定最低賃金の金額である809円までが81人で18.3%です。820円から824円までは、一緒なのですが、270人ということで、一挙に61.1%の人が対象になる。今回、労働協約で申出書に出ておりました834円になりますと、309人で69.8%、約7割の人が対象になるということです。現状では大きな山が二つということなのですが、809円に一つの大きな山、820円まで行くと、更に大きな山という形となっています。

最低賃金基礎調査の推移の資料のパート労働者を見ますと、第一20分位数、今年度の事業所の合計は792円で、特定最低賃金以下になっています。規模が1人から9人は809円ということで、調査時の特定最低賃金とイコールです。ところが、規模が大きくなると、792円ということで、特定最低賃金以下の数字になっています。もう少し上の数字、第一10分位数を見てみますと、合計で800円なのですが、これも特定最低賃金以下です。規模1人から9人、30人から99人が809円で特定最低賃金とイコールという形になっているのですけれども、規模10人から29人のところが792円ということで、地域別最低賃金とイコールで、特定最低賃金以下となっています。第一4分位数、合計810円であり、最低賃金プラス1円ということになっています。ですから、こういう平均数値を見ると、引上げによる影響は大きいというのが見えます。

影響率の数字を見てみますと、先ほどと重複する部分もあるのですが、特定最低賃金額809円ですと、2.67%が影響率、影響人員は73名です。これが820円になると一気に上がりまして、影響人員が496人、影響率が18.1%。現在の鳥取県最低賃金

821円になると、影響率は20.56%、影響人員は561人です。822円から824円については影響人員が同じで、影響率は20.63%ということです。労働協約申出書に書いてあった労働協約の834円まで引き上げますと、影響率は25.65%、影響人員は700人で、4人に1人は対象になります。809円から822円に引き上げたら、一気に490人に影響するという結果になっています。

最後に、アンケートの下請代金の額の決定について、前回の専門部会で話がありましたけれども、下請代金引上げ要請については、労務費の上昇なので引上げしてほしいというのが8社あります。原材料価格の高騰が6社で24%、要するに引上げ要請があったということなのですけれども、これについて、対応したかどうかは分からないのですが、恐らくそんなに引上げとなっている会社は少ないのではないかなと思っております。

使用者アンケートですが、改正の必要無しというのが16社、55%、改正するべきが12社、41%で拮抗しています。けれども、引上げしてくださいという中で、改正後が821円以下のところが3社ありました。つまり、鳥取県最低賃金額を超える822円以上の引上げをするべきというのは9社、31%で、実際改正するべきとしている使用者は割合としては減るということです。

労働者アンケートを見てみますと、使用者側としては、生計主体者で、かつ非正規労働者の方について対応する必要があると読むのですけれども、非正規労働者で家計主体者というのは整理番号33と41の2名の方だけなのですね。整理番号33の方は最低賃金ぐらいの金額だったと思いますけれども、改正する必要は無いとなっています。一方、その方の使用者は改正するべきということで、その金額は840円と書いてあるのですよね。そうであるならば、この使用者の方は840円にするべきです、できると言っているのだから。このようないい企業はぜひとも840円にしていきたい。

整理番号41の方も最低賃金額だったと思いますけれども、改正するべきということで、改正後は1,100円としてほしいとのことでした。その方の使用者は改正するべきと書いてあるのですが、金額は未記入になっていました。これらを含めて、改正する必要は無いという労働者は5人で、19%、改正するべきという労働者は18人で69%でした。

労働者24人の中で、使用者側の考えをお持ちになっている方が1人いらっしゃいました。わざわざ鳥取県最低賃金と分ける意味を感じないと、一緒にいいじゃないかと、引き上げてほしいけれども、別に分ける必要はないのではないですかというような回答が、労

働者の24番の方であります。

以上、全て見させていただいた上で、こちら側として数字を説明させていただく上で取り上げさせていただきました。これを基に使用者側としても改正審議に当たりたいと思っておりますので、このような基礎資料の説明をさせていただきました。お時間ありがとうございました。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、使用者側の方で何か補足の御意見などありませんか。

○平木委員 宮城委員が作られた資料を見ていて感じたことです。2番と3番の資料を見てもらったらというところなのですが、2009年、地域別最低賃金と特定最低賃金とで101円の差がありました。率でいうと16%賃金差があったのが、昨年になってきますと、差が17円、差額の率でいうと2%と、ここ10年で地域別最低賃金と特定最低賃金の差がどんどん縮まってきたというのが見てとれるかと思えます。それは、先ほどの意見にもありましたけれども、この電気・電子の分野が特筆していい状況であるというのを皆さんが感じられていないということから、こういう流れになってきているのだろうと思うので、この流れでいうと、本年度はどれぐらいなのかということを考えるべきではないかと、そうしていった、いずれはほぼ同額ぐらいにソフトランディングしていくというような流れになっていくのではないかと私は見て取りました。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

労働者側の委員さんから何か御意見などありますか。

○田中穂委員 大丈夫です。

○佐藤部会長 大丈夫ですか。

公益側は何かありますか。

それでは、これから審議の方に入りたいと思いますが、先ほど三者で話し合った結果、まず、労働者側、使用者側それぞれ分かれて、30分程度御審議いただくということになっております。その後、10分程度、労働者側、使用者側それぞれのところに公益側が入りまして、公使、公労で話し合いを進めていきたいと思えます。

では、一旦休会いたします。会場の準備をお願いいたします。

〔各側協議〕

〔公労協議〕

〔公使協議〕

○佐藤部会長 それでは、再開いたします。

それでは、次に、労使で交渉をしていただきたいと思います。30分程度休会をさせていただきます。

では、会場の準備をお願いします。

〔労使協議〕

○佐藤部会長 それでは、再開をいたしますが、今日はもう時間が過ぎてしまっていますので、次回に継続ということになりますけれども、どうですか、まだ隔たりがあるというところでしょうか。

○河村委員 先ほどの状況を少し簡単に御報告させていただきます。それぞれの立場での話をさせていただきながら、お互いにその辺りは理解をしつつも、まだ隔たりが大きいところでもあります。次回が最終回ということになりますが、それまでにそれぞれがまた考え方を取りまとめする上で、もう一度、次回、労使の協議をしながら、最終的には全会一致に至るような結論になるように協議をしたいということで、今日のところはまた結論には至っていないということで御報告させていただきます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

使用者側からは何かありますか。

○宮城委員 ございません。

○佐藤部会長 それでは、審議は次回まで継続するというので、では、その他について、事務局、お願いします。

○今井賃金室長 今後の審議会の開催の日程でございます。第5回は10月18日月曜日、9時からということで計画をしておりますけれども、本審は元々10月18日に設定をしていたところなのでございますが、そろそろ本審委員に御報告したいと考えてございます。この辺りの日程について教えていただけますとありがたいです。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

全会一致をしなかった場合は本審を開く必要があるのですが、先ほど河村委員の方から全会一致を目指すということですので、本審の方は開かない方向で考えるということではよろしいでしょうか。

そうしますと、取りあえず本審は開かないとして、次回の専門部会で、まだもう少し話し合いたいとなった場合はどうされますか。何としてもこのときに結審するか、それとも、また午後などにされるかというのは、その日に決めますか。

○河村委員 今回の時点では何とも申し上げにくいのですが、当然、その18日の9時から第5回専門部会で全会一致に向けて協議をするということに全力を尽くします。しかし、これも交渉事ですので、更に話し合いが必要となった場合は、午後からになるのか、別日程になるのか、またそれは調整をさせていただくことになると思います。ただ、あくまでも18日の第5回の専門部会で結審をしたいという気持ちに変わりはありませんので、もうそれに全力を尽くします。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

使用者側もそれでよろしいでしょうか。

では、そのように、本審は無しで、取りあえず、5回目結審を目指すということでお願いしたいと思います。

○今井賃金室長 そうしますと、本審の委員の皆様には、専門部会の方で引き続き協議するので、18日の本審は開催しないということで御通知をさせていただいてよろしいということでございますね。

あと、会場等について、18日は事務局の方で終日この場所を押さえてございますので、その点は御認識いただければと存じます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、次回、10月18日月曜日9時からとなりますので、第5回が最終回となるように努力をしてまいりましょう。本日は長い間ありがとうございました。

署名

部会長

委員

委員